

知的財産侵害物品の水際取締り

—知的財産侵害物品の差止状況、財務省関税局・税関における最近の取組み—

Border Enforcement on IPR

財務省 関税局 業務課 知的財産調査室長

金山 茂明

1997年、大蔵省入省（東京税関）。税関行政・関税政策の企画立案等に従事。財務省、外務省在ロサンゼルス日本国総領事館、金融庁証券取引等監視委員会事務局などを経て、2022年7月から2023年6月まで財務省関税局業務課認定事業者調整官。2023年7月から2024年6月まで大阪税関監視部次長。2024年7月より現職。

1 はじめに

わが国の関税法では、麻薬、覚醒剤、拳銃等と並んで、特許権、商標権、著作権等の知的財産を侵害する物品について輸入してはならない貨物と規定しており、税関ではその水際取締りを実施している。

本稿では、①税関における知的財産侵害物品の水際取締りに関する制度の概要および②令和7年の税関における知的財産侵害物品の差止状況について説明するとともに、財務省関税局・税関における最近の取組みとして、③模倣品の個人使用目的の輸入への対応、④認定手続における簡素化手続の対象拡大、および⑤EC（越境電子商取引）プラットフォーム事業者との協力関係の強化について紹介する。

2 税関における知的財産侵害物品の水際取締りに関する制度の概要

2.1 対象

関税法69条の11は、輸入してはならない貨物について規定しており、同条1項9号に「特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品」が掲げられている。加えて、令和4年10月から同項9号の2が模倣品の個人使用目的の輸入への対応として新設され、「意匠権又は商標権を侵害する物品（外国から日本国内にある者……に宛てて発送した貨物のうち、持込み行為……に係るものに限る。）」が掲げられることになった。また、同項10号に「不正競争防止法第2条第1項第1号から

第3号まで、第10号、第17号又は第18号……に掲げる行為……を組成する物品」が掲げられており、これらの物品が税関での水際取締りの対象となる（なお、不正競争防止法2条1項1号はいわゆる「周知表示混同惹起品」、同項2号は「著名表示冒用品」、同項3号は「形態模倣品」、同項10号は「営業秘密侵害品」、同項17号および18号は「技術的制限手段無効化装置」である）。また、税関長は、これらの知的財産侵害物品で輸入されようとするものを没収して廃棄することができる（関税法69条の11第2項）。輸出してはならない貨物についても関税法に別途規定がある。

2.2 認定手続

税関長は、輸入されようとする貨物のうちに知的財産侵害物品に該当する貨物があると思料するときは、当該貨物が知的財産侵害物品に該当するか否かを認定するための手続（認定手続）をとらなければならない（関税法69条の12）。認定手続において、特許権者等の権利者および輸入者の双方は証拠の提出や意見を述べることができ、税関長は、認定手続を経た後でなければ、知的財産侵害物品の没収・廃棄等の措置をとることができない。

2.3 差止申立て

特許権者等の権利者は、自己の権利を侵害すると認める貨物について、税関長に対し、侵害の事実を疎明するために必要な証拠等を提出し、当該貨物が輸入されようとする場合は、当該貨物について税関長が認定手続をとるべきことを申し立てることができる（関税法69条の

13)。この差止申立ては最長4年間有効であり（関税法施行令62条の17第5号）、更新も可能である。

2.4 権利者による差止申立て状況

令和7年末時点において有効な輸入差止申立ての件数は816件で、前年に比べて4.5%増加した。知的財産別では、商標権の申立てが534件（構成比65.4%、前年比6.2%増）、次いで意匠権の申立てが148件（同18.1%、同2.8%増）、著作権の申立てが91件（同11.2%、1.1%減）、特許権の申立てが34件（同4.2%、同5.6%減）となっている。

3 令和7年の税関における知的財産侵害物品の差止状況

3.1 概要

—— 輸入差止件数が初の3年連続3万件超え

令和7年の輸入差止件数▼1は3万1760件（前年比3.8%減）で、3年連続で3万件を超えた。なお、輸入差止点数は、76万3504点（前年比41.1%減）であった（〈図1〉参照）。

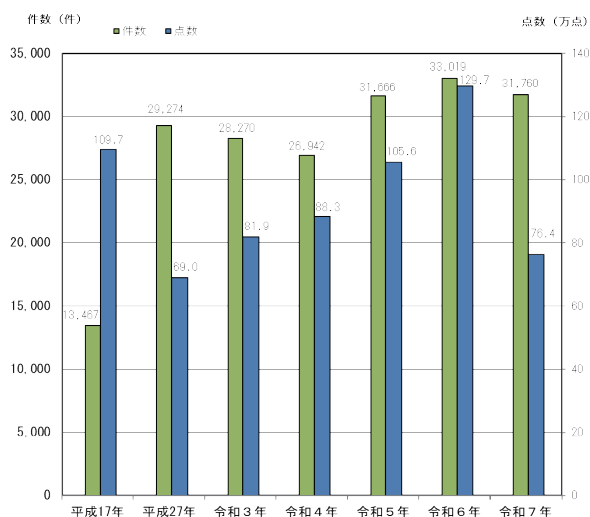


図1 知的財産侵害物品の輸入差止実績の推移

これは、1日平均で、87件、2091点の知的財産侵害物品の輸入を差し止めていることになる。なお、輸入差止価額▼2は、推計で約180億円に上る。

▼1 「輸入差止件数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品が含まれていた輸入申告または郵便物の数。「輸入差止点数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品の数。たとえば、1件の輸入申告または郵便物に、

20点の知的財産侵害物品が含まれていた場合は、「1件20点」として計上している。

▼2 「輸入差止価額」は、正規品であった場合の推計価額である。

3.2 仕出国（地域）別輸入差止実績

—— 中国来の輸入差止件数が引き続き最多

輸入差止件数は、中国を仕出しとするものが2万6292件（構成比82.8%、前年比1.2%減）で最多となっている。次いでベトナムが2785件（同8.8%、同13.4%減）、韓国が597件（同1.9%、同23.9%減）、台湾が451件（同1.4%、同948.8%増）であった。輸入差止点数は、中国を仕出しとするものが50万9793点（構成比66.8%、前年比45.2%減）、次いでベトナムが12万7258点（同16.7%、同180.3%増）、香港が6万4112点（同8.4%、同34.7%増）、バングラデシュが3万2668点（同4.3%、同3707.5%増）であった。

件数・点数ともに中国の構成比が大半を占め、ベトナム

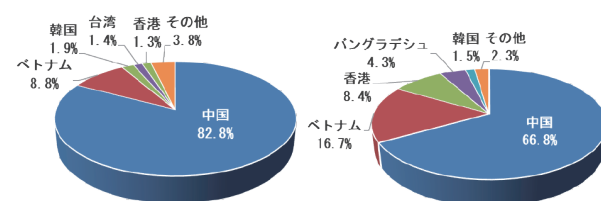
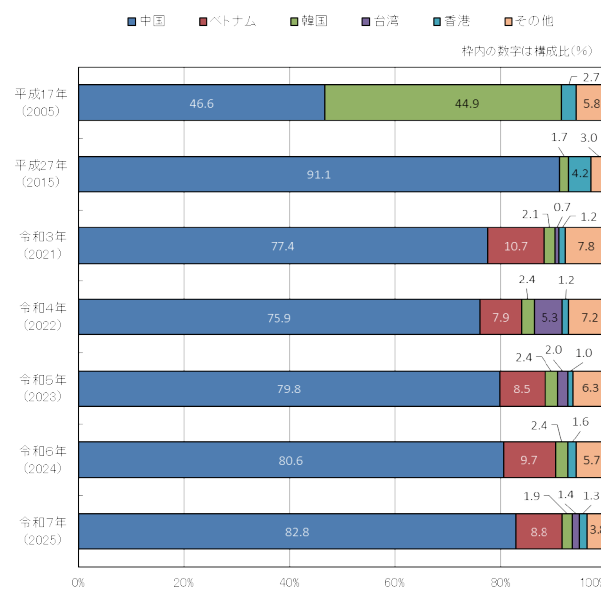


図2 仕出国（地域）別輸入差止実績構成比（左：件数ベース、右：点数ベース）



（注1）構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

（注2）ベトナム、台湾を仕出しとするものについて、0.5%未満の年は「その他」に含めます。

図3 仕出国（地域）別 輸入差止件数構成比の推移

ムの構成比が中国に次いで高くなっており、点数ではバングラデシュの構成比が増加した。（〈図2〉、〈図3〉参照）。

3.3 知的財産別輸入差止実績

—— 商標権侵害物品が引き続き最多

輸入差止件数は、偽ブランド品などの商標権侵害物品が2万9685件（構成比92.1%、前年比4.9%減）で、引き続き全体の大半を占め、次いで偽キャラクターグッズなどの著作権侵害物品が1746件（同5.4%、同26.5%増）であった。

輸入差止点数は、商標権侵害物品が46万9878点（構成比61.5%、前年比5.9%増）、次いで著作権侵害物品が21万3569点（同28.0%、同32.7%減）、意匠権侵害物品が4万6112点（同6.0%、同84.5%減）であった（〈図4〉参照）。

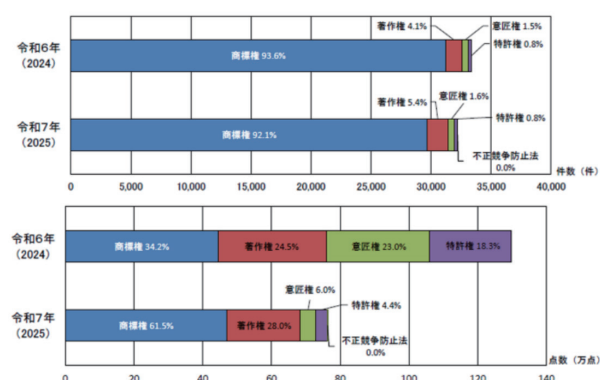


図4 知的財産別輸入差止実績構成比の推移
（上段：件数ベース、下段：点数ベース）

3.4 品目別輸入差止実績 —— 健康や安全を脅かす危険性のある物品の輸入差止めが継続

輸入差止件数は、衣類が1万660件（構成比30.0%、前年比9.5%減）で最多、次いで財布やハンドバッグなどのバッグ類が7560件（同21.3%、同3.7%増）、靴類が3597件（同10.1%、同14.9%減）、携帯電話及び付属品が2413件（同6.8%、同46.5%増）であった。

輸入差止点数は、家庭用雑貨が11万3453点（構成比14.9%、前年比325.6%増）で最多、次いで衣類が4万9947点（同6.5%、同32.6%減）、イヤホンなどの電気製品が3万8341点（同5.0%、同33.3%減）、バッグ類が3万1878点（同4.2%、同7.6%減）であった。なお、その他（同53.9%）にはシール、煙草及び喫煙用具や化粧品などが含まれる（〈図5〉参照）。

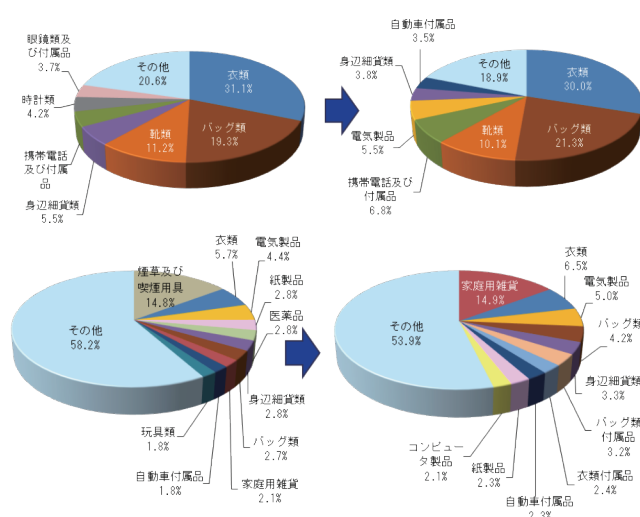


図5 品目別輸入差止実績構成比の推移（左側：令和6年、右側：令和7年）（上段：件数ベース、下段：点数ベース）

3.5 輸送形態別輸入差止実績

輸入差止件数は、郵便物が2万7459件（構成比86.5%、前年比5.1%減）、一般貨物が4301件（同13.5%、同5.6%増）であり、引き続き郵便物が大半を占めている。ただし、郵便物の対前年比は減少しており、一方で、一般貨物の対前年比は増加している。

輸入差止点数は、郵便物が23万8442点（構成比31.2%、前年比33.7%減）、一般貨物が52万5062点（同68.8%、同44.0%減）であった（〈図6〉参照）。

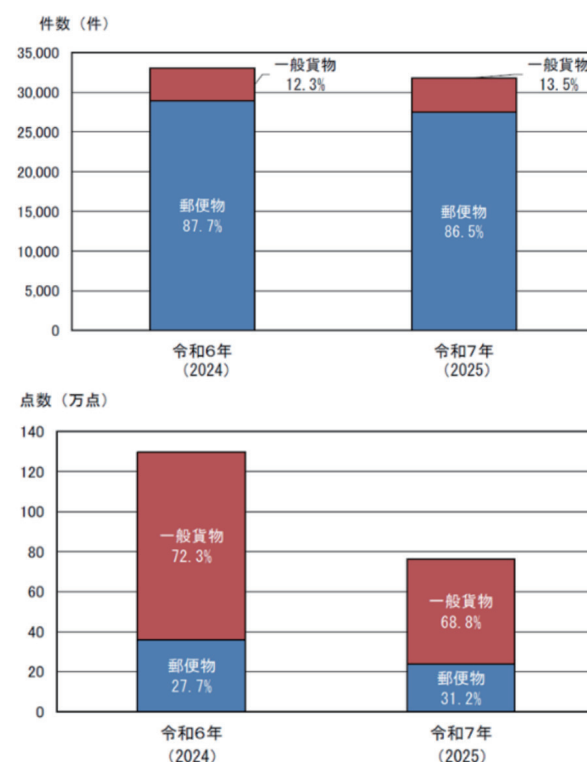


図6 輸送形態別輸入差止実績構成比の推移（上：件数ベース、下：点数ベース）

4 模倣品の個人使用目的の輸入への対応

4.1 背景

越境電子取引の急速な拡大により、海外に所在する模倣品業者がECプラットフォーム等を利用して、日本国内の個人に少量の模倣品(特に商標権を侵害するもの)を国際郵便等で直接販売する取引形態が急増している。しかしながら、事業性のない者により輸入される模倣品(いわゆる個人使用目的で輸入される模倣品)は、税関での取締対象となっていなかったため、そうした模倣品の流入に歯止めが利かない状況にあった。

4.2 商標法等の改正

海外の事業者と日本国内の個人との間の直接取引による模倣品の輸入に対応するため、令和3年5月に成立・公布された「特許法等の一部を改正する法律」による改正商標法および意匠法において、海外の事業者が模倣品を郵送等により日本国内に持ち込む行為について、権利侵害行為となることが明確化された(〈図7〉参照)。

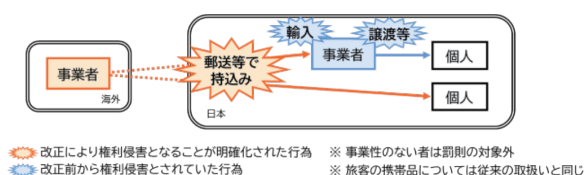


図7 改正商標法・意匠法の概要

4.3 関税法の改正

改正商標法等で権利侵害となることが明確化された行為に係る物品について、税関における水際取締りを実施するため、当該物品を輸入してはならない貨物として規定する等の関税法の改正案が令和4年3月に成立・公布され、改正商標法、意匠法および関税法は、令和4年10月1日から施行されている(〈図8〉参照)。これらの法改正により、海外の事業者から輸入される模倣品は、個人使用目的であっても、税関における水際取締りの対象となった。

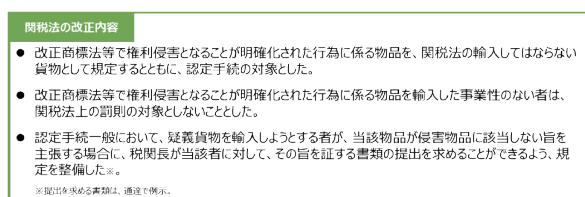


図8 関税法の改正内容

4.4 改正法施行後の状況

改正法施行後の状況について紹介する。上記3.1のとおり、知的財産侵害物品の輸入差止件数は、(改正法施行が令和4年10月であるため、比較する期間にずれが生じるものの)令和5年から令和7年にかけて3年連続3万件以上と高水準で推移している。差止件数の増減についてはさまざまな要因が絡むため、この推移が直ちに制度改正の効果といえるか否かは、今後の経過も踏まえて判断する必要がある。他方で、争う旨の申出▼3の件数は、令和6年が828件であるのに対し、令和7年には580件と大きく減少している。改正法施行前は、認定手続において輸入者より「個人使用目的等を理由に模倣品(商標権又は意匠権を侵害するもの)ではない」等として争う旨の申出が提出されることが多く、その場合多くは税関で差止めができなかったが、法改正により、個人使用目的の模倣品であっても輸入ができなくなったことから、相当数の輸入者が争うことを断念したものと受け止めており、このことが差止件数の増加の一因になっていると考えられる。したがって、これまで税関で差止められなかったような模倣品の流入を水際で阻止できているものとして、法改正の効果が現れているものと考えている。(〈図9〉参照)。

▼3「争う旨の申出」とは、知的財産に係る輸入差止申立てに係る認定手続がとられるときにあって、輸入者が知的財産侵害物品の該当について争う意思を税関に対し書面で示す手続である。

	令和6年	令和7年	前年比	構成比
認定手続開始件数	34,253	32,666	95.4%	100.0%
通常手続	5,807	6,902	118.9%	21.1%
簡素化手続	28,446	25,764	90.6%	78.9%
争う旨の申出	828	580	70.0%	1.8%

図9 知的財産侵害物品の認定手続開始実績

5 認定手続における簡素化手続の対象拡大

5.1 簡素化手続に関する制度改正

税関長が認定手続を開始した場合、上記2.2のとおり権利者および輸入者から提出された証拠等に基づいて認定手続がとられた貨物(以下、「疑義貨物」という)が侵害物品に該当するか否かを認定することとなる。この認定手続においては、従来から、輸入者から証拠・意

見の提出がない場合がほとんどであったこと等を踏まえ、平成19年6月に簡素化手続を導入している。

簡素化手続においては、輸入者が認定手続開始通知書を受領した日から10執務日以内に、侵害の該否を争う旨の申出書の提出を行わない場合、税関長は、権利者に証拠・意見を提出させることなく侵害の該否を認定する（図10）参照）。

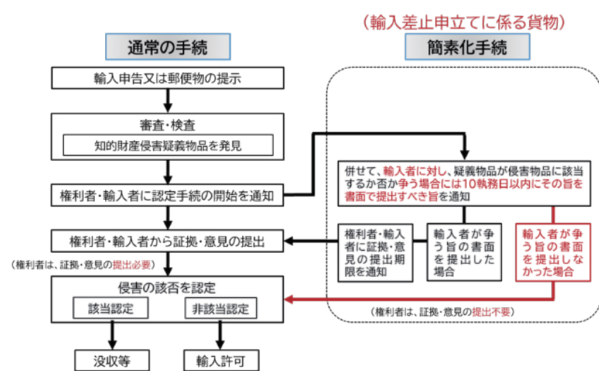


図10 知的財産侵害物品の認定手続の流れ

簡素化手続は、輸入差止申立てが受理された貨物が対象となっているが、特許権、実用新案権、意匠権および保護対象営業秘密に係る疑義貨物は除外されていたところ、令和5年度関税改正において、これら除外されていた知的財産に係る疑義貨物を新たに簡素化手続の対象とする関税法施行令の改正を行った。

5.2 制度改正の背景

本改正の背景としては、近年の越境電子商取引の進展等に伴い、特許権・意匠権に係る輸入差止申立件数および輸入差止件数が増加していることに加え、上記4で紹介した令和4年10月施行の制度改正により、意匠権に係る認定手続に伴う事務負担の増加が見込まれている状況がある。

主要な特許権者および意匠権者からは、輸入者に争う意思がない場合であっても証拠・意見を税関に提出しており、これに伴う業務や弁理士・弁護士への依頼費用等の負担が大きいと、簡素化手続の対象を特許権・意匠権まで拡大してほしい旨の要望が寄せられていた。

さらに、税関にとっても、簡素化手続の対象が拡大すれば、権利者に対して証拠・意見の提出を求める事務手続等が不要となる。

また、一つの疑義貨物に、簡素化手続の対象となる知

的財産と、対象外の知的財産の両方に関する輸入差止申立てがなされている場合には、通常の認定手続と簡素化手続を別々に行わざるを得ず、手続が煩雑になっており、権利者、輸入者および税関の事務負担を軽減する観点からは、実用新案権および保護対象営業秘密を含むすべての輸入差止申立てに係る疑義貨物について、簡素化手続の対象とすることが適当と考えられた。

以上を踏まえ、令和5年3月に簡素化手続の対象を拡大する関税法施行令の改正が行われた。本改正は、同年10月1日から施行されている。

近年、特許権と意匠権に係る輸入差止件数が増加していることから、権利者の皆様におかれては、特許権・意匠権等に係る輸入差止申立てを行うことについてもご検討いただきたい。

6 ECプラットフォーム事業者との協力関係の強化

近年、ECサイト等において模倣品が取り引きされることが多くなっており、そうした模倣品の水際取締りは税関・ECプラットフォーム事業者の双方にとって喫緊の課題である。

財務省関税局・税関では、模倣品対策に係る税関とECプラットフォーム事業者との協力関係の強化に努めており、令和4年6月にはアマゾンジャパン合同会社と、令和5年12月には楽天グループ株式会社と、それぞれ「知的財産侵害物品等の水際取締りに係る協力に関する覚書」を締結している。今後もECプラットフォーム事業者や権利者をはじめとする民間事業者等との協力・連携により、Eコマースにより取り引きされる模倣



図11 知的財産侵害物品等の水際取締りに係る協力に関する覚書（左：アマゾンジャパン合同会社、右：楽天グループ株式会社）

品の水際取締り▼4をより効率的かつ効果的に行うことをめざしていきたい（〈図11〉参照）。

▼4 なお、税関においては、令和7年10月から、円滑な輸入の確保や水際取締りの実効性の確保等のため、輸入申告項目に「通販貨物に該当するか否か」および通販貨物に該当する場合には「プラットフォームの名称等」の追加等を実施している。

7 おわりに

税関における知的財産侵害物品の輸入差止実績は高水準で推移しているが、越境電子商取引の拡大を含め国際的な商取引環境が大きく変化している中で、効果的・効率的に水際取締りを行うためには、知的財産の権利者による差止申立てをはじめとする情報提供が極めて重要である。権利者の皆様においては、税関の水際取締りに対するご理解とご協力をお願いするとともに、積極的に差止申立てを活用していただければ幸いである。また、消費者の皆様におかれても、極端に価格が安い場合や品質表示・保証の内容が十分に確認できない場合は購入を避けるなどの自己防衛をお願いしたいと考えている。財務省関税局・税関は、知的財産権の保護、日本の産業競争力の強化および消費者の健康・安全の確保の観点から、引き続き、知的財産侵害物品の厳正な水際取締りに取り組んでいくこととしている。

なお、下記ホームページには、知的財産侵害物品の差止状況や水際取締りの制度の概要のほか、税関が受理している差止申立情報等を掲載しているので、是非ご覧いただきたい。

令和7年の税関における知的財産侵害物品の差止状況
【財務省HP】

https://www.mof.go.jp/policy/customs_tariff/trade/safe_society/chiteki/cy2025/index.html

知的財産侵害物品の水際取締り

【税関HP】

<https://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/index.htm>